

すとの意見もある。(三)不法監禁の禁止及保釋の許與に付規定なきこと、及(四)特許、商標の保護に付規定なきことに付ても議論がある、(四)更に一上院議員より日本兵の旅順口に於ける虐殺事件の報を傳へ條約締結に付異議を述べたものありとのことであつた。

斯く米國上院に於ては改正日米條約に關し種々の議論ありたる結果、第十九條第二項に於て「兩締約國の一方は(本條約實施の日より十一ヶ年を経過したる後は)何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方に通知するの權利を有すべし。而して此の通知を爲したる後十二ヶ月を経過したる時は本條約は消滅するものとす」とあるに對し、上記圓括弧内の字句(英文にて十四字)を削除した。然るに右削除の結果は、日米條約は批准交換後何時にても十二ヶ月の豫告を以て廢棄し得べきこと、即ち五ヶ年の経過期間中未だ領事裁判權繼續する間に於ても一ヶ年の豫告を以て條約を廢棄し得べきこととなつた。依て栗野公使は斯くては折角改正條約により日本は治外法權を撤廢し得たに拘らず、右撤廢期に至らざる以前に米國より一ヶ年の豫告を以て之を廢棄するときは、右廢棄の結果領事裁判權は復活するに至るやの疑問を生ずる旨の非難を國務長官に申出た。其の結果上院に於て再び審議を行ひ、明治二十八年二月五日、第十九條第二項中の前記英文十四字を削除した次に、「其の後」thereafter なる英文一字を挿入すべきことに決定した。右「其の後」なる字句の挿入の結果、其の文義上十二ヶ年の條約有効期間以後兩締約國は一ヶ年の豫告を以て廢棄し得べしとも解釋し得るに至りたるも、栗野公使に於ては上院に於ける審議の模様を鑑み、右は條約實施後何時にても一ヶ年の豫告を以て廢棄し得べきものとの意義なること疑なしとした。

斯くて明治二十八年二月六日付を以て國務長官より栗野公使宛書翰を以て、上院に於ては日米條約に對し上記修正の上可決した旨を通報したるに對し、栗野公使は同十二日付を以て之に異議なき旨を回答した。依て二月十七日 陛下に於ても日米改正條約を上院修正の儘御批准あらせられ、陸奥外相は直ちに右御批准書を華盛頓へ送付し、三月二

十一日同地に於て批准書交換行はれ、改正日米條約は三月二十四日公布せられた。尙日米新條約は上記の如く其の第十九條第一項により、明治三十二年七月十七日より實施せらるべきことを規定すると共に、議定書第一節により本條約批准交換一ヶ月後に日本國に於て國定稅率を實施し得べく、又第二節に本條約批准交換と同時に日本は米國人に對する内地旅券の擴張を行ふべきを約した。尤も前者は日英條約の場合に於けると等しく、他の諸國との改正條約の成立を見なかつた爲め、最惠國條款の適用の結果新稅率の實施を見ることなく、本邦に於て國定稅率及新協定稅率の實施せられたのは、漸く明治三十二年一月一日以降のことである。

第四節 對伊交涉

交渉提議 日伊貿易關係は甚だ稀薄にして明治二十五年に於ける伊太利より本邦への輸入額六萬八千圓、本邦より伊太利への輸出額百二十五萬四千圓に過ぎなかつた。併し同國は一八六一年(文久元年)統一成つた後新興大國として重きをなし、政治的には三國同盟の一員として歐羅巴問題に付ては獨逸と其の態度を一にして來たが、極東問題に付ては寧ろ英米に接近して居た。加之新興獨立國の常として時に不羈獨立の外交政策を採り日本との關係に於ても各國に先ち、明治六年二月には該國獨自の見解を以て本邦伊國公使フェ伯は副島外務卿に「日本に於て内地旅行を許されるならば伊國人に對し領事裁判權を撤廢しよう」と申出でたこともあつた(註前記二章四節參照)。從て陸奥外相としても各國との條約改正交渉上伊國との間に有利な先例を造らうといふ希望もあつた。依て英國との條約改正交渉妥結の見込み確然たるに至つたのを見て、陸奥外相は明治二十七年八月十日在蘭高平(小五郎)公使に對し、特に羅馬轉勤を命じ伊國政府との間に條約改正交渉を開始せしめることとした。茲に於て高平公使は十二日先づ倫敦に赴き青木公使と會見し、日英條約改正に關する書類の閱覽研究を遂げて一旦舊任地に歸り、其後ハーグ出發九月七日羅馬に着

任した。之に對し陸奥外相は九月二十日付を以て伊太利との條約改正に必要な全權委任狀を送付した。高平公使は九月二十日始めて伊國外相ブラン男 Baron A. Blanc に面會し、條約改正交渉開始に關する帝國政府の希望を申出た。同外相は劈頭日本の平壤に於ける捷報に付祝詞を陳述し甚だ同情的態度を示したのであつたが、過去に於ける本邦條約改正の沿革を承知して居なかつたから、高平公使は先づ「今回本邦政府が提出せし改正の要旨は、曩に明治二十三年二月二十八日青木外相より在本邦伊國マルチノ公使へ提出した覺書記載のものと略々同様である」と説明し、其の内容は

- (一) 兩締約國一方の臣民は他方の領土に於て相互對等の趣意を以て各級の權利及特權を享受すること。
 - (二) 協定税目を設定すること。
 - (三) 領事裁判を撤廢すること。
 - (四) 外國人居留地を本邦地方制度に編入すること。
 - (五) 日本内地を開放すること。
- の五點であるとした。

又既に英國とは改正條約の批准をも了つた次第に付、至急伊國政府に於て直接交渉の任に當るべき委員を任命せられたいと依頼した。然るに其後伊國側は右條約改正委員の任命を行はなかつた。處が陸奥外相より「獨逸交渉は青木公使に於て熱心折衝中なるに拘らず早急調印の見込み立たないから、伊國との間に獨逸に先ち改正條約の調印に至ることを希望する」旨を申來つた。されば高平公使は十月十一日避暑地先より歸府の伊國外相に會見し、之が交渉開始を督促した。同外相は關係省とも協議の上近々豫備會議を開催するの運びに至るべしと答へた。

右に拘らず伊國政府は日伊條約改正交渉に難色あり、同外相も亦當初の態度に似ず甚だ不熱心と看取せられた。高

平公使は十月二十二日重ねて伊國外相に會見し更に之を督促したが、依然研究中なる旨回答するに止つた。其後高平公使は十月二十三日伊國皇帝に信任狀の捧呈を了へ、關係各大臣を公式訪問し、其間に伊國政府の條約改正交渉に不熱心なる原因は何邊に在るやに付研究したのであつたが、十月二十九日伊國總理クリスピ Cristò 往訪の節、同總理が私見なりとして語るところによつて略々之れを推測するを得た。即ち伊太利は日本との條約改正に對し互利的利益を求め居ること、換言すれば本邦提案では伊太利品に對し協定税率を設けないにも拘らず、伊國側よりは最惠國待遇を無制限に日本品に與へることになり、伊國農商務省方面に於て異議あることが判明した。茲に於て高平公使は空しく手を拱きて待つべきでない決心し、十一月十一日進んで伊國外相に面接を求め、日本と英國との條約改正は完結し、米國との條約改正交渉も大に進捗して居ることを傳へ、又伊國は去る明治六年時代在本邦伊國公使フェ伯が各國に率先して日本との間に對等條約の締結を申出でた沿革もあり、本邦政府は爾來常に伊國政府に對し多大の敬意を表し居ること、從て若し今回の條約改正に於て伊國が日本に對して同情的態度を示すときは伊國の日本に於ける地位は大に向上するに至るべきこと、依て伊國は本問題に付獨立獨歩男らしき (independent and manly) 態度を採るの必要があると説述した。右高平公使の政治的理由よりの勸説は大に效を奏し、伊國外相の態度は爾後一變同外相は交渉に對し甚だ熱意を有するに至つた。十一月十四日同外相は始めて高平公使に對し腹藏なく本邦改正條約案に對する伊國政府當局の内意を洩らしたが、

伊國側要求 右當局の唱へるところの反對の主要點は

- (一) 日本に於て伊國人に土地所有權を許さざること、
- (二) 無制限に最惠國待遇を日本產品に與ふること、
- (三) 伊國產品に協定を許さざること、

(四) 伊國に於て率先條約改正を應諾する場合には伊國は改正未済國に比し不利を受くるに至るべきこと、等であつた。其の後高平公使は伊國外務當局と會見を重ねた結果伊國政府より正式に

(一) 日英新條約と同一のものに變更したきこと、

(二) 將來に於ける日伊貿易増進の爲め特に伊太利に於て利害關係を有する葡萄酒・オリブ油・マカロニ類・ヴェス硝子・珊瑚・家具・大理石製品及キニーネ鹽類八品に對し稅率協定を求むること、尤も若し日本に於て稅率協定を承諾するを得ざれば右八品に對する本邦國定稅率の最高限を特別外交文書を以て宣言すべきこと、

の二點を要求して來た。蓋し條約改正に際し斯かる要求をなし來つた所以は前記の如く本邦は伊國に對し多額の輸出超過を示して居り又伊國よりの輸入品中他國との協定稅率に均霑し得るものは僅に革類・綿布等其の輸入額數千圓に過ぎなかつた爲めである。

陸奥回答 依て當時高平公使は陸奥外相に對し伊國より輸入の特產物數品に對し協定稅率を附與すべき案を建言した。外相は之に耳を藉さなかつた。即ち前記伊國對案に對し明治二十七年十一月十八日付電報を以て高平公使に對し「伊國案(一)に付ては異議なきも、(二)に付ては如何なる形式を以てするも協定稅目設定に同意し難い。元來伊國より本邦への輸入品中本邦の採用せる協定原則に相當するものは珊瑚製品 明治二十三年乃至二十五年平均輸入額五萬千圓)ある文である。其の他伊國輸入品は合算するも其の輸入額一萬四千圓に過ぎない。若し伊國に對し斯かる輸入額僅少なる物品に對し協定の要求に同意せば他の諸國にも之を許さねばならず其の結果二、三千萬圓の本邦輸入額を國定稅率から切り放して協定稅率に移さねばならぬ結果に立ち至らう。依て此の際の策としては、今後若し兩國政府に於て最惠國待遇の交換に付不満足なる場合に於ては、新條約實施後相互に貿易上必要とする輸入物品に付關稅協定交渉を開始し得べきことを議定書第一節の終りに規定すべきである。米國は日本への輸入年額六百萬圓なるに拘らず稅率協

定を拋棄した。伊國も亦日本に同情を表し協定の要求を固持せず前記議定書案により満足すべきである」と主張し、右案文を電送した。

調印と批准 右陸奥外相よりの電報によつて米國が協定稅率を拋棄したことを承知した伊國外相は、茲に態度を變更し、明治二十七年十一月二十一日高平公使に對し、伊國も亦米國に倣ひ日本に同情を有するの意味を以て稅率協定の要求を撤回すべしと述べ、最早彼我の間に意見相違の點なきに至つた。かくて伊國外相は日米條約と同日又は少くも其の翌日位に日伊條約に調印すべきことを提議した。高平公使は其の請ひにより、在米栗野公使に對し日米條約調印期日を問合はすところあり、之れに對し栗野公使よりは日米新條約十一月二十二日調印せらるべきことに決定して居る旨回電を得た。高平公使は同外相と此上は出來得る丈け速かに即ち十一月二十四日調印することに打合せた。右調印日取りが日米條約よりも幾分遅れることとなつた理由は、伊國外相に於て英正文を條約の決定文にすることに異議なきも、同時に伊太利正文にも調印することが議會關係上必要であるとし、我にて於ても權衡上日本正文に調印することを提議した爲めである。然るに高平公使は愈々右期日たる十一月二十四日に調印準備を整へ伊國外務省に赴いたところ、伊國外相は約に背き調印の手順を運んで居なかつた。其は伊國農商務省側より再び異議が出て、本邦提案の如く議定書第一節末尾に「將來兩締約國は其の利害關係を有する產品に對し協定稅率を設定するが爲め交渉を開始し得べきことを約する」としても、愈々右交渉が開始せられた後、日本政府に於て伊國政府の希望するが如き協定稅率の制定に同意せず交渉纏らない場合に於ては、伊國は何等施すの術なきに至るべきであるとしたからである。

依て高平公使は十二月一日陸奥外相に對し

- (一) 伊國對案の如く伊國產物數品に付片務的に國定稅率の最高限を約束するか
(二) 日本新提案に修正を加へ若し右協定稅率設定に關する交渉が六ヶ月内に成立せざる場合に於ては相互に對手國

よりの輸入品に對し最惠國待遇を拒絶し得べきことを追加規定するか、又は

(三) 近年本邦産絹織物の伊太利への輸入額俄に増加するに至りたるに付之に對し最惠國待遇を拒否し得べき自由を伊國をして留保せしむるか

三案に付請訓するところあつた。然るに高平公使は右に對する回訓の來ない前に、伊太利の議會關係上一日を爭ふ必要ありとて、前記議定書第一節末尾に關する陸奥外相提案を其の儘同節第二項として採用すると共に伊國側の希望を充たす爲め、別に前記三案中(三)の趣旨により公文交換を行ふことを同意し、十二月一日伊外相ブラン男との間に日伊通商航海條約及附屬議定書等に調印した。

日伊通商航海條約及議定書は協定稅率設定に關する部分を除いては全部日英條約と同一である。尤も前記高平公使が調印の際、陸奥外相よりの訓令を俟つの違なく、獨斷專行を以て議定書第一節第三項に關し交換を行つた外交文書の内容は「條約實施後其の實驗上兩國輸入品の關稅に關し最惠國待遇の適用を不満足と看做す場合には兩締約國の一方は各々特に關係を有する物品に對し協定稅則を以て代ふることを何時にても發議し得べく、而して右發議のあつた後六ヶ月以内に協定稅目締結に至らないときは其の他方よりの輸入品に對しては最惠國待遇を廢し國定稅率を適用すべきものとする」と云ふに在つた。尤も高平公使は右様獨斷專行を取てせるに對し、右は伊國議會の關係上又伊國人の特質上止むを得なかつたところであることを辯明すると共に、若し陸奥外相に於て右交換公文の字句に不同意の場合には變更し得べき内約あること、又此種公文交換をなすことは、伊太利の如き日本への輸出が日本よりの輸入より遙に少なき國に採りては價值あるも、然らざる非協定國例へば露西亞・西班牙・白耳義等の如き、日本よりの當該國への輸入が當該國より日本への輸出に比し僅少なる國に採りては、最惠國待遇を失ひ却て不利なる結果となるから、今後其等の國が條約交渉の際伊國に倣ふが如きことはあり得ない。從て右公文交換は將來に惡例を残す虞はないと説

明した。陸奥外相は其の儘之を追認した。前記の如く日伊改正條約の調印は専ら伊國外相に於て特別熱心であつた結果と云ふべく、同外相は日本の歡心を取付ける爲め、米國と其の調印期を競争せるが如き觀があつた。從て同外相は日伊條約の調印に對し甚だ満足を表し、調印の際特に高平公使に對して、伊國政府が本條約を締結したのは日本の獨立と繁榮とを眞に希望する熱意に出でたものである旨日本政府に傳達方を求めた。依て陸奥外相は十二月二十六日付を以て高平公使に訓令して、伊國外相に對し特に謝意を表し、且つ多年懸案中の條約改正問題が幸ひに解決せることにより、兩國の親善關係一層強固となるべきを竊に確信する旨申出づべき様電報した。

其後日伊改正條約の批准は調印後六ヶ月以内に東京に於て交換することになつて居つたが、伊國に於ける議會關係上次第に遲延して豫定通りに之を行ふこと困難なる見込みとなつたから、明治二十八年四月二十五日陸奥外相は高平公使に訓令して、伊國に於ける批准速行方に付伊國政府に對し催促せしめた。五月十八日に至り遂に批准交換期限を約一ヶ月間即ち七月三十日迄延期し、更に數日間延期した後八月四日羅馬に於て批准交換を了するに至つた。尤も前記伊國議會に於て日伊條約審議中議定書第一節第二項の附屬公文の解釋に付、其の六ヶ月以内に協定稅率制定の交渉成立しない場合に相手國よりの輸入品に對し國定稅率を適用し得べき權利は、右協定稅率制定の發議をなした國に於てのみ有するやの疑議を生じた爲め、七月十日付公文交換を以て右國定稅率を適用するの權利は締約國双方共有することを明かにした。

協定稅率設定の交渉 前記日伊條約議定書第一節第二項による協定稅率設定の交渉に關しては、其後明治三十二年四月五日に至り、伊國政府は同年一月一日より實施せられた明治三十年法律第十四號關稅定率法所定の稅率十五品目に對し、之れか輕減の要求を爲すところあつた。其の内容は稅番三三バター、三四乾酪、三九乾菓、五〇各種の食物(其の他の)、五三紐釧(獸骨若は果實製の)、一二一サフラン、一六九ヴェニス珠、二八〇オリヴァ油、四八二加工した

る石類（大理石其の他の石細工類を包含す）に對し従價五分（國定稅率一割乃至二割五分）、稅番五五手袋、三九五ヴェルモット、四二五珊瑚、四五六マツチ、四九二傘類に對し従價一割（國定稅率二割乃至二割五分）に輕減せんことを求むるものである。

右伊國提案を容れ六月十七日青木外相は日伊相互關稅條約案を回示したが、其の内容は甲號表として本邦產羽二重に對し每一基五乃至九リラ（國定稅率七乃至一一リラ）、絹手巾に對し六・五及九リラ（國定稅率八乃至一一リラ）、同上刺繡を爲したるものに對する附加稅每一基一乃至一・五リラ（國定稅率二乃至三リラ）、扇子通常のもの毎百基五〇、裝飾を施したるもの一〇〇リラ（國定稅率一〇〇及ひ二〇〇リラ）の關稅協定を要求し、乙號表として伊國要求物品中稅番一二一サフランに對し従價七分五厘、四二五珊瑚に對し従價二割、四五六マツチに對し従價一割五分、五三鈕釦及一六九の内ヴェニス珠に對し従價一割、三九五の内ヴェルモットに對し佛國との協定從量稅率を同意しようとするにあつた。尙前記甲號表により本邦の協定を求むる稅率は羽二重に對しては伊國が第三國絹織物に對して許せる協定稅率よりも幾分低く、又扇子に對しては第三國との協定稅率毎百基九〇又は一五〇リラなるに對し相當大なる輕減を求めるものであるが絹手巾に對しては第三國との協定を重修せるものに過ぎなかつた。右青木外相より回示の相互協定案に對し、明治三十三年九月二十二日付覺書を以て在本邦伊國代理公使は相互利益の均衡を得ざるものと主張した。即ち一般論として改正條約の下に於て最惠國待遇の結果、伊國への本邦輸入品が第三國との協定稅率に均霑し多大の利益を受け居ることを對價として、本邦は伊國要求品目に對する減稅を考量すべきである。伊國提案に於けるが如く又日本と英佛獨三國との協定稅目に於ける如く大隈條約附屬稅目所定の稅率によるべきである。然れども伊國は交渉を容易にする目的を以て其の提案中一二一サフラン及四五六マツチを撤回し、稅番三三、三四、三九、五〇、二八〇、四八二、五五及四九二に對しては國定稅率に服從することを承諾すべく、残るところの稅番五三鈕釦及三九

五ヴェルモットに付ても伊國は日本が塙國又は佛蘭西に許せると同一の協定稅率を承諾すべく、加工珊瑚及ヴェニス珠に對しても高率なる日本の對案稅率に同意するが、其の代りに甲號表所載絹織物等に對する關稅協定は伊國産業保護上議會に於て議論を生ずべきに付日本に於て其の要求を拋棄せられたしと要求した。

右に對し青木外相は右様其の内容の片務的な協定は到底承諾し得ないことを回答した。其後伊國代理公使は外務當局と數次の内交渉を試み、明治三十四年四月加藤外相時代伊國側に於て甲號表として羽二重、絹手巾、及扇子（但し第三國品の均霑を防ぐ爲め竹製のものに限り、又稅率も八〇リラ及一四〇リラに輕減す）に對する減稅を同意する代りに日本側に於て乙號表中の稅番四二五加工珊瑚は従價一割七分に、一六九の内ヴェニス珠は従價八分に、五〇の内マカロニー等穀粉製食物は従價五分に輕減すべき旨申入れた。加藤外相は、斯かる場合には日本は甲號表中に玄米及白米に對する減稅をも要求し、其の代りに乙號表中に二八〇オリヅ油従價五分をも加へて差支ないとの意向であつた。然るに渡邊大藏大臣に照會したところ、渡邊藏相に於ては伊國との間に右様の相互協定を爲すこと我に不利なるものとした。依て五月三十日加藤外相は伊國代理公使に對し不同意の旨回答し交渉中絶するに至つた。斯く日伊關稅協定交渉は徒に時日を経過するのみで妥協案を得ず、右交渉の爲め改正條約中に設けられた所定の六ヶ月の期間は満了することとなつた。商議成立せず去りとして右期間満了後に於て、附屬公文記載の通り、相互の輸入品に最惠國待遇を廢止し國定稅率を適用することは相互に不利となるを以て、右交渉期間は數度協議により更新した後、結局明治三十八年十二月一日付桂外相と在本邦伊國公使との間に公文交換を以て、相互輸入品に對する條約中の最惠國待遇は無期延長し、明治四十四年七月十六日日伊條約滿期日迄繼續することとなつた。蓋し本邦は明治二十七年十二月伊國との改正條約調印後、佛國との改正條約により葡萄酒、ヴェルモット等をも協定稅率品に加へるに至つたから、伊國產品も亦本邦に於て最惠國待遇の結果受くる利益は相當程度に増進した關係もあるのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷三六五文書以下

第五節 對露交渉¹

交渉提議 露西亞帝國は大隈外相時代に於て近隣國として日本帝國との間に特に親善關係を増進するの必要ありとし、主として政治的見地よりして他國に先ち日本との改正條約に調印したことは既述の通りである。依て陸奥外相に於ては露國との交渉に付ては米國に對すると等しく特別考慮を拂ひ、英國との交渉が一頓挫を來たした頃明治二十七年二月六日在本邦露國公使ヒトロワ¹ Hitrowo と會見し、條約改正に關し同公使の好意的周旋を囑するところあつた。陸奥外相は、同公使が先般來屢々本邦に對し好意的談話があつたから「極めて祕密に且つ個人の資格を以て内話する次第である」と冒頭した上「帝國政府としては大隈外相時代に於て調印せる日露通商航海條約を其の儘實施することは困難であるから之に重要な修正を加へることを希望して居る次第である。露國政府に於て帝國政府の望みに應じ既に調印を終つた大隈條約に對し右修正を行ふことに同意を表せられるに於ては、他の締盟國に於ても其の例に倣ひ帝國政府の希望する條約改正交渉を容認するに至るべきは必然のことと信ず。就ては同公使より本國露西亞政府に對し右大隈條約に適當の修正を行ふことに同意の意向があるか否か問合せられ度い」と申出でた。而して帝國政府に於て必要とする條約改正の要目を書いた覺書を手交した。右陸奥外相の依頼に對し露國公使は私見として「日本の現狀に見れば所詮露國は日本との間に對等條約を締結するの外ないと考へて居る。露國政府は日本國が他の外國に許與するのと同じの權利及特權を欲するに過ぎないものと思はれる。換言すれば露西亞政府の望みは日本に於て最惠國待遇を受けようとするに止まるであらう。尤も露本國政府の確たる意向を聽く爲めには電信では不充分であるから書面を以てしなければならぬが之れには往復三ヶ月の日子を要する」と答へた。陸奥外相は「然らば要點丈けなりとも

電信を以て通報し露西亞政府の意向を問合せられたい」と依頼し、公使の快諾を得た。

次いで陸奥外相は明治二十七年二月十六日電信を以て右露國公使へ依頼の件を在露西(德次郎)公使に通報し、更に二月二十三日西公使に對し、日露改正條約案、同議定書案、法典編纂に關し送付すべき外交文書案及英米獨佛四國に對する税目協定案、並に露國公使に手交した條約改正の要目書を公使參考の爲め送付し、且つ露國政府より在本邦露國公使の通報に基いて何等か提議があつた際には、日本としては右改正要目の下に大隈條約に修正を加へても、又英國への提案を基礎とし交渉を開始しても異存なきことを申添へた。然るに露西亞政府に於ては在本邦露國公使の想像するところとは異り、早急條約改正交渉を始める意向なく、日本と他國との條約改正が了つた後に交渉を開始しようとして居ることが、四月十二日付西公使よりの公信により明白となつた。

其後明治二十七年五月三十一日に至り陸奥外相は改めて在露西公使に對し、英國との交渉殆ど終了せしに付至急露國政府とも交渉を開始したき旨申入方を訓令し、更に六月十一日付を以て嚮の大隈條約を交渉の基礎とする場合に備へ、明治二十二年八月八日調印の大隈條約案に對し修正を加へた草案を送付した。其後依然として西公使より交渉開始の報告に接しなかつたから、重ねて八月十三日督促するところあつた。露國政府は英國との條約改正交渉成立の後、に於ても尙動かなかつたが、其後十一月二十二日日米改正條約調印了り、十二月一日日伊改正條約調印了るに至り、茲に始めて其の態度を決したものの如く、十二月五日西公使に對し條約改正對案を送付して來た。

露國對案 右對案の要點は左の七項であつた。

(一) 條約案第一條冒頭に「當該國の法律に遵由し」なる一句を挿入すること。

右は露西亞に於ては猶太人に對し住居・旅行・商業等に對し特別の制限禁止をなし居るに鑑みて設けた修正である。尤も本邦提案第一條及第二條に於ては締約國民の入國・旅行・居住・商業等の自由を有すること及國民待